

# 北朝鮮に係る人権侵害の救済に関する法律案骨子

## 目的

この法律は、拉致問題への対処に関する政府の責務を明らかにするとともに、脱北者の支援及び北朝鮮に対して支援を実施する際の基本原則等について定めることにより、拉致問題の解決その他北朝鮮に係る人権侵害の救済に資することを目的とすること。

この法律は北朝鮮に係る人権侵害の救済に資することを目的としていることから、その進捗状況等を踏まえ、適宜見直しが行われることとなる。

## 第一 拉致問題への対処について

### 一 政府の責務

- 1 日本国民の拉致又は日本国からの拉致という北朝鮮当局の国家的犯罪行為による問題を解決するため、最大限の努力をすること。
- 2 拉致被害の全容について調査するとともに、北朝鮮当局によって拉致された日本国民及び日本国から拉致された者（以下「拉致被害者」という。）の帰国を実現するよう努力すること。
- 3 拉致問題の解決のため、関係国等と連携すること。

### 二 拉致被害調査・対策本部（仮称）の設置

- 1 拉致被害の調査及び拉致被害者の帰国の実現に係る事務について、特命担当大臣（拉致問題担当大臣）を置くこと。（内閣府設置法の改正）
- 2 拉致被害の全容を調査し、拉致被害者の帰国を実現するため、内閣府に、拉致被害調査・対策本部（仮称）を設置すること。
- 3 拉致被害調査・対策本部は、次の事務をつかさどること。
  - ア 拉致被害者及び拉致被害者であることが疑われる者についての調査
  - イ 拉致被害者の帰国を実現するための施策の企画立案・総合調整
- 4 拉致被害調査・対策本部は、本部長（内閣総理大臣）、副本部長（拉致問題担当大臣）及び本部員（関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する者）をもって組織すること。
- 5 3のアの調査を行うに当たっては、民間の団体と協力すること。
- 6 3のアの調査結果等を国会に報告すること。

## 第二 脱北者支援について

### 一 政府の責務

- 1 脱北者を保護、支援する責務を負うこと。
- 2 脱北者から在外公館に対して庇護の要請があった場合には、その安全を確保するため、最大限の努力をするものとする。
- 3 脱北者の希望に配慮した日本への入国又は第三国への出国のための措置を講ずること。
- 4 脱北者の安全の確保及び人権の尊重について関係国の理解と協力を得るよう努めるものとする。
- 5 脱北者の保護、支援について関係国及び国際連合人権委員会、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関との緊密な協力の下に積極的な役割を果たすものとする。
- 6 脱北者の保護、支援に当たっては、脱北者及びその関係者の安全を確保するため、脱北者等に関する情報の取扱い等について、十分に配慮すること。

### 二 脱北者支援に関する国会報告

脱北者の保護及び支援の状況について国会に報告すること。

### 三 脱北者の定住資格等

- 1 脱北者であると認定された者について、条約難民に準じた扱いをすること。  
脱北者が北朝鮮に帰国すると迫害される可能性が極めて高いという現状を踏まえ、脱北者と認定された者については、個別の難民認定によらず、特例的に条約難民と同様に扱うこととしたものである。
- 2 原則として定住者としての在留資格を付与し、永住許可の要件を緩和する（独立生計維持能力の要件に適合しないときであっても永住を許可することができるものとする）こと。
- 3 脱北者のうち、本邦に在住していたことがある者（過去に日本国籍を有していた者及びその子に限る。以下「元本邦在住者」という。）から永住許可の申請があったときは、本邦に在住していた期間、北朝鮮に居住することとなった経緯等を勘案し、適切な配慮をすること。

### 四 脱北者に対する定住支援

- 1 脱北者であると認定された者の住居、職業、日本語教育等に関し必要な施策を講ずること。
- 2 国及び地方公共団体が1の施策を講ずるに当たっては、民間の団体と連携すること。

- 五 脱北者に対する支援を行う民間の団体との協力及びこれに対する支援  
脱北者に対する支援を行うに当たって民間の団体と協力するとともに、脱北者に対する支援を行う民間の団体の活動に係る安全の確保及びその活動の促進を図るため、情報の提供、財政上の措置等必要な施策を講ずること。

### 第三 北朝鮮に対する支援について

- 一 北朝鮮に対する支援を行うに当たっての留意事項
- 1 北朝鮮に対する支援については、支援の目的、拉致問題の解決に対する北朝鮮の対応、北朝鮮における人権侵害の状況等を勘案して、その支援を実施するかどうかを決定するものとする。
  - 2 北朝鮮に対する人道支援については、支援物資に係る供給及び分配の状況その他支援の実施状況を監視し、適切に実施されていない場合には中止すること。
- 二 北朝鮮に対する支援に関する国会報告  
北朝鮮に対する支援の目的及び内容、支援物資に係る供給及び分配の状況その他支援の実施状況並びにこれらに対する監視の状況について国会に報告すること。

### 第四 北朝鮮における人権状況の改善のための努力

- 一 北朝鮮における人権状況の把握
- 1 元本邦在住者及びその日本人配偶者の置かれている状況並びに北朝鮮における人権状況の把握に努めること。
  - 2 日本赤十字社に対し、元本邦在住者及びその日本人配偶者の置かれている状況の把握のために必要な協力を求めることができること。
- 二 国際社会の取組への寄与  
北朝鮮における人権状況の改善に関する国際社会の取組に関し、我が国が主体的かつ積極的に寄与すること。